

愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部を改正する要領（新旧対照表）

愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">愛知県病院開設等許可事務取扱要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の規定に基づく許可のうち、病院の開設、病床数の増加又は病床種別の変更及び診療所の病床の設置、病床数の増加又は病床種別の変更（以下「病院開設等」という。）に係る申請等の取扱いについて、手続の公平性・公正性を図るとともに、円滑な事務処理を行うため、この要領を定める。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2 本県の病院開設等の病床整備については、愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）において定める基準病床数（療養病床及び一般病床 （以下「一般病床等」という。））については2次医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床 （以下「一般病床等以外の病床」という。）については全県域で算定したもの。）及び別に定める時点の既存病床数に基づき整備する。</p> <p>2 病院開設等に係る病床の種別に応じ、その病院又は診療所の所在地を含む2次医療圏又は本県の区域における既存の病床数が、医療計画において定める基準病床数に既に達している場合又は病院開設等の病床整備により基準病床数を超えることになる場合における病院開設等（以下「病床過剰医療圏等における病院開設等」という。）については、今後とも原則として認めない方針であり、計画中止を指導していく。</p> <p>ただし、次の場合は、例外的に病院開設等を認めるものとする。</p> <p>① 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の33各号の規定による補正を行うことにより、既存病床数及び申請病床数に算定しない病床であることを確認した場合。</p> <p>ただし、規則第30条の33第1項第1号に規定された医療型障害児入所施設及び療養介護を行う施設である病院の病床（以下「医療型障害児入所施設等」という。）については、医療型障害児入所施設等の指導基準（第5）の要件を満たすことを確認した場合。</p> <p>② 法第30条の4第11項の規定に基づき、規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床（以下「特定病床」という。）の特例を適用するにあたっては、特定病床の指導基準（第6）の要件を満たすとともに、当該施設の医療従事者数、病床利用率等の実績や待機患者数等を勘案するほか、地域（基本的には2次医療圏の圏域であるが、医療機能により広域的になる）の既存の医療機能を強化してもなお、必要と認められるものであることを確認した場合。</p> <p>③ 法第30条の4第10項の規定に基づく特例を適用するにあたっては、第7に定める要件を満たすことを確認した場合。</p> <p>3 一般病床等の病院開設等の許可にあたっては、愛知県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）を踏まえた病床整備を図る観点等から、各構想区域の地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴く。</p> | <p style="text-align: center;">愛知県病院開設等許可事務取扱要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づく許可のうち、病院の開設、病床数の増加又は病床種別の変更及び診療所の病床の設置、病床数の増加又は病床種別の変更（以下「病院開設等」という。）に係る申請等の取扱いについて、手続の公平性・公正性を図るとともに、円滑な事務処理を行うため、この要領を定める。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2 本県の病院開設等の病床整備については、愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）において定める基準病床数（療養病床及び一般病床については2次医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床については全県域で算定したもの。）及び別に定める時点の既存病床数に基づき整備することとする。</p> <p>2 病院開設等に係る病床の種別に応じ、その病院又は診療所の所在地を含む2次医療圏又は本県の区域における既存の病床数が、医療計画において定める基準病床数に既に達している場合又は病院開設等の病床整備により基準病床数を超えることになる場合における病院開設等（以下「病床過剰医療圏等における病院開設等」という。）については、今後とも原則として認めない方針であり、計画中止を指導していくこととする。</p> <p>ただし、次の場合は、例外的に病院開設等を認めるものとする。</p> <p>① 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33第1項第1号、第2号、第4号又は第5号の規定による補正を行うことにより、既存病床数及び申請病床数に算定しない病床であることを確認した場合。</p> <p>ただし、医療法施行規則第30条の33第1項第1号に規定された医療型障害児入所施設及び療養介護を行う施設である病院の病床（以下「医療型障害児入所施設等」という。）については、医療型障害児入所施設等の指導基準（第5）の要件を満たすことを確認した場合。</p> <p>② 医療法第30条の4第8項の規定に基づき、医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床（以下「特定病床」という。）の特例を適用するにあたっては、特定病床の指導基準（第6）の要件を満たすとともに、当該施設の医療従事者数、病床利用率等の実績や待機患者数等を勘案するほか、地域（基本的には2次医療圏の圏域であるが、医療機能により広域的になる）の既存の医療機能を強化してもなお、必要と認められるものであることを確認した場合。</p> <p>3 病院開設等の許可にあたっては、愛知県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）を踏まえた病床整備を図る観点等から、各構想区域の地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴くこととする。</p> |

4 一般病床等以外の病床の病院開設等の許可にあたっては、必要に応じてこれら病床に関わる会議等の意見を聴く。

(病院開設等の取扱手順)

第3 病院開設等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 特定病床**又は法第30条の4第10項の規定に基づく特例(以下「特定病床等」という。)**を除く
病院開設等

① 事前の相談

病院開設等をしようとする者(以下「計画者」という。)から、当該病院等の所在地を管轄する保健所(以下「所管保健所」という。)に病院開設等の計画に係る相談があった場合は、所管保健所は当該計画が第4に掲げる基準に適合し、直ちに病院開設等の申請が行える状況など、計画が成熟していると認められる(公的病院等予算措置などの理由により着工までに一定の期間が必要な場合には、計画が確実なことを証する書類により計画の成熟性を確認する)ものとなるよう助言、指導する。

また、この場合、所管保健所は、計画者に、病院開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。

なお、所管保健所は、当該計画に係る相談について、速やかに、その存する2次医療圏の基幹的保健所(瀬戸保健所、春日井保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所及び豊川保健所のことをいう。以下同じ。)及び医療計画課に計画内容等を通知する。

② 病床整備計画書の提出及び送付

所管保健所は、事前の相談が終了した計画者に対して病床整備計画書(以下「計画書」という。様式1)を正本1部・副本1部提出させ、基幹的保健所へ副本を送付するとともに、計画書の写しを医療計画課へ送付し、協議するものとする。

③ 推進委員会等の意見

ア 一般病床等

基幹的保健所は、所管保健所が医療計画課との協議後、推進委員会を開催し、当該計画について推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し医療計画課へ送付するとともに、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

なお、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

イ 一般病床等以外の病床

医療計画課は、計画書の取扱いについて当該病床を所管する関係課室と協議するものとし、必要に応じてこれら病床に関わる会議等の意見を聴いた上で、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

④ 医療審議会の意見

医療計画課は、推進委員会等の意見を聴いた計画のうち、第4に掲げる基準の適合性に疑義がある旨の意見が付された計画について、推進委員会等の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとする。

⑤ 保健所及び計画者への通知

医療計画課は、④の医療審議会の意見を踏まえ、計画の適否について基幹的保健所及び所管保健所に通知するものとし、所管保健所は、その内容を計画者に通知するものとする。

(病院開設等の取扱手順)

第3 病院開設等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 特定病床を除く病院開設等

① 事前の相談

病院開設等をしようとする者(以下「計画者」という。)から、当該病院等の所在地を管轄する保健所(以下「所管保健所」という。)に病院開設等の計画に係る相談があった場合は、所管保健所は当該計画が第4に掲げる基準に適合し、直ちに病院開設等の申請が行える状況など、計画が成熟していると認められる(公的病院等予算措置などの理由により着工までに一定の期間が必要な場合には、計画が確実なことを証する書類により計画の成熟性を確認する)ものとなるよう助言、指導する。

また、この場合、所管保健所は、計画者に、病院開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。

なお、所管保健所は、当該計画に係る相談について、速やかに、その存する2次医療圏の基幹的保健所(瀬戸保健所、春日井保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所及び豊川保健所のことをいう。以下同じ。)及び医療計画課に計画内容等を通知する。

② 病床整備計画書の提出及び送付

所管保健所は、事前の相談が終了した計画者に対して病床整備計画書(以下「計画書」という。様式1)を正本1部・副本1部提出させ、基幹的保健所へ副本を送付するとともに、計画書の写しを医療計画課へ送付し、協議するものとする。

③ 推進委員会の意見

基幹的保健所は、所管保健所が医療計画課との協議後、推進委員会を開催し、当該計画について推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し医療計画課へ送付するとともに、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

なお、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

④ 医療審議会の意見

医療計画課は、推進委員会の意見を聴いた計画のうち、第4に掲げる基準の適合性に疑義がある旨の意見が付された計画について、推進委員会の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとする。

⑤ 保健所及び計画者への通知

医療計画課は、④の医療審議会の意見を踏まえ、計画の適否について基幹的保健所及び所管保健所に通知するものとし、所管保健所は、その内容を計画者に通知するものとする。

⑥ 医療審議会等への報告

医療計画課は、基幹的保健所及び所管保健所に通知した計画について医療審議会に報告するものとする（医療審議会の意見を聴いた計画は除く）。また、所管保健所（基幹的保健所）は、医療計画課から⑤の通知があった計画について推進委員会等及び圏域保健医療福祉推進会議に報告するものとする。

(2) 特定病床等の病院開設等

① 事前相談

計画者から所管保健所に特定病床等の適用を受けて病床過剰医療圏等における病院開設等を行おうとする計画（以下「特定病床等計画」という。）の相談があった場合は、所管保健所は、計画者に、病院開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する**ものとする。なお、特定病床の計画については第4及び第6に掲げる基準、法第30条の4第10項の規定に基づく特例の計画については第4及び第7に掲げる基準**を満たしているか確認した上で、医療計画課に取扱いについて協議するものとする。

② 厚生労働省への事前相談

医療計画課は、**特定病床等計画**について、厚生労働省へ事前相談を行うものとする。

③ 特定病床等計画書の提出

医療計画課は、②の厚生労働省への事前相談の結果を所管保健所に連絡するものとし、**特定病床等計画**について、所管保健所は、計画者に対して特定病床等計画書（様式2）を正本1部・副本1部提出させ、基幹的保健所へ副本を送付するとともに、計画書の写しを医療計画課に送付するものとする。

④ 推進委員会等の意見

ア 一般病床等

所管保健所（基幹的保健所）は、提出のあった特定病床等計画について、推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し医療計画課へ送付するとともに、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

なお、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

イ 一般病床等以外の病床

医療計画課は、特定病床等計画の取扱いについて当該病床を所管する関係課室と協議するものとし、必要に応じてこれら病床に関わる会議等の意見を聴いた上で、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

⑤ 医療審議会の意見

医療計画課は、提出のあった特定病床等計画について、推進委員会等の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとする。

⑥ 厚生労働大臣との協議

医療計画課は、⑤の医療審議会の意見を踏まえ、厚生労働大臣協議を行うものとする。

⑦ 保健所等への通知等

⑥ 医療審議会等への報告

医療計画課は、基幹的保健所及び所管保健所に通知した計画について医療審議会に報告するものとする（医療審議会の意見を聴いた計画は除く）。また、所管保健所（基幹的保健所）は、医療計画課から⑤の通知があった計画について推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告するものとする。

(2) 特定病床の病院開設等

① 事前相談

計画者から所管保健所に特定病床の特例の適用を受けて病床過剰医療圏等における病院開設等を行おうとする計画（以下「特定病床計画」という。）の相談があった場合は、所管保健所は、計画者に、病院開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する**とともに、第4及び第6に掲げる基準を満たしているか確認した上で、医療計画課に取扱いについて協議するものとする。**

② 厚生労働省への事前相談

医療計画課は、**特定病床の特例の適用の可能性があると認められる計画**について、厚生労働省へ事前相談を行うものとする。

③ 特定病床計画書の提出

医療計画課は、②の厚生労働省への事前相談の結果を所管保健所に連絡するものとし、**特定病床の特例の適用の可能性があると認められた計画**について、所管保健所は、計画者に対して特定病床計画書（様式2）を正本1部・副本1部提出させ、基幹的保健所へ副本を送付するとともに、計画書の写しを医療計画課に送付するものとする。

④ 推進委員会の意見

所管保健所（基幹的保健所）は、提出のあった特定病床計画について、推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し医療計画課へ送付するとともに、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

なお、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

⑤ 医療審議会の意見

医療計画課は、提出のあった特定病床計画について、推進委員会の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとする。

⑥ 厚生労働大臣との協議

医療計画課は、⑤の医療審議会の意見を踏まえ、**医療法施行令第5条の4第2項に基づく**厚生労働大臣協議を行うものとする。

⑦ 保健所等への通知等

医療計画課は、⑥の厚生労働大臣との協議等を踏まえ、当該計画の適否について、基幹的保健所及び所管保健所に通知するものとし、所管保健所はその内容を計画者に通知するものとする。また、所管保健所（基幹的保健所）は、医療計画課から通知があった計画について推進委員会等及び圏域保健医療福祉推進会議に報告するものとする。

2 所管保健所は、前項の取扱いの各過程において当該計画が不相当であるとされた場合には、計画者に対して、当該計画の見直し、取り下げ等を行うよう指導するものとする。

なお、上記指導にもかかわらず、計画者から病院開設等の許可申請書が提出された場合は受理することとし、医療審議会の意見を聴いて法第30条の11に基づく勧告又は法第7条の2に基づく不許可処分を行う。

（審査基準）

第4 所管保健所は、次の基準を満たさないものに対しては、計画を自粛するよう指導する。ただし、診療所の病床については、この基準のうち第2号及び第3号は適用しない。

- ① 工事を必要とする場合、原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。
- ② 開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。ただし、特定病床等計画にあっては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。
- ③ 医師、歯科医師及び看護師について法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。
- ④ 計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。
- ⑤ 地域医療構想の推進に反していないこと。

（医療型障害児入所施設等の指導基準）

第5 医療型障害児入所施設等の計画にあっては、第4に定める審査基準を満たすとともに、児童福祉施設の実態に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）を満たしている（見込みである）ことを確認する。

（特定病床の指導基準）

第6 特定病床の計画にあっては、第4に定める審査基準を満たすとともに、規則第30条の32の2第1項各号、**令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知**、平成10年7月24日付け指第43号**厚生省健康政策局**指導課長通知**及び平成25年4月24日付け医政指発0424第1号厚生労働省医政局指導課長通知**により指導する。

（法第30条の4第10項の規定に基づく特例の指導基準）

第7 **法第30条の4第10項の規定に基づく特例の計画にあっては、第4に定める審査基準を満たすとともに、医療法施行令第5条の3第1項各号、規則第30条の32各号、令和5年3月31日付け医政発**

医療計画課は、⑥の厚生労働大臣との協議等を踏まえ、当該計画の適否について、基幹的保健所及び所管保健所に通知するものとし、所管保健所はその内容を計画者に通知するものとする。また、所管保健所（基幹的保健所）は、医療計画課から通知があった計画について推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告するものとする。

2 所管保健所は、前項の取扱いの各過程において当該計画が不相当であるとされた場合には、計画者に対して、当該計画の見直し、取り下げ等を行うよう指導するものとする。

なお、上記指導にもかかわらず、計画者から病院開設等の許可申請書が提出された場合は受理することとし、医療審議会の意見を聴いて**医療法**第30条の11に基づく勧告又は**医療法**第7条の2に基づく不許可処分を行う**こととする**。

（審査基準）

第4 所管保健所は、次の基準を満たさないものに対しては、計画を自粛するよう指導する。ただし、診療所の病床については、この基準のうち第2号及び第3号は適用しない。

- ① 工事を必要とする場合、原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。
- ② 開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。ただし、特定病床計画にあっては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。
- ③ 医師、歯科医師及び看護師について**医療法**の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。
- ④ 計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。
- ⑤ 地域医療構想の推進に反していないこと。

（医療型障害児入所施設等の指導基準）

第5 医療型障害児入所施設等の計画にあっては、第4に定める審査基準を満たすとともに、児童福祉施設の実態に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）を満たしている（見込みである）ことを確認する。

（特定病床の指導基準）

第6 特定病床計画にあっては、第4に定める審査基準を満たすとともに、**医療法施行規則**第30条の32の2第1項各号**及び平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知**、平成10年7月24日付け指第43号**同局**指導課長通知により指導する。

0331第16号厚生労働省医政局長通知及び平成18年6月9日付け医政指発0609001号厚生労働省医政局指導課長通知により指導する。

(適用除外)

第8 次に掲げる場合は、原則としてこの要領の対象としないものとする。ただし、事前に医療計画課と協議すること。

- ① 病院又は診療所の開設者に変更があった場合であっても、その前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないとき。
- ② 病院又は診療所が移転する場合(開設者が同じである病院**又は診療所**相互において病床が移動する場合を含むものとする。ただし、**一般病床等**にあっては「地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について」(令和3年5月11日付け3医計第131号 愛知県保健医療局長通知)に基づき、あらかじめ推進委員会で合意を得たものに限る。)であっても、その前後で、その病院**又は診療所**が存在する2次医療圏内の**一般病床等**の総数並びに県内の**一般病床等以外の病床**の数が増加されないとき。
- ③ 病院を開設している者がその病院を廃止し、当該病院を開設していた場所において診療所の病床を設置する場合であっても、その診療所が存在する2次医療圏内の**一般病床等**の総数が増加されないとき。

④ 病院又は診療所が一般病床等の病床の種別を変更する場合であっても、その前後で、その病院又は診療所が存在する2次医療圏内の一般病床等の総数並びに県内の一般病床等以外の病床の数が増加されないとき。

(許可後の指導)

第9 病院開設等が許可された規則第30条の33各号に規定する病床及び特定病床については、当該病床が許可された趣旨に沿って使用されていることを法第27条の施設検査及びその後の医療監視員による立ち入り検査等の機会、あるいは医療計画課が行う既存病床数調査等において確認し、適切でない運用をされている場合には、厳格に指導するものとする。

(その他)

- 第10 豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所、一宮市保健所及び豊田市保健所とする。
- 2 名古屋市については、医療計画課が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。
 - 3 尾張西部医療圏については清須保健所、西三河北部医療圏については衣浦東部保健所、西三河南部東医療圏については西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。

(適用除外)

第7 次に掲げる場合は、原則としてこの要領の対象としないものとする。ただし、事前に医療計画課と協議すること。

- ① 病院又は診療所の開設者に変更があった場合であっても、その前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないとき。
- ② 病院又は診療所が移転する場合(開設者が同じである病院相互において病床が移動する場合を含むものとする。ただし、「地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について」(令和3年5月11日付け3医計第131号 愛知県保健医療局長通知)に基づき、あらかじめ推進委員会で合意を得たものに限る。)であっても、その前後で、その病院が存在する2次医療圏内の**療養病床及び**一般病床の総数並びに県内の**精神病床、感染症病床及び結核病床**の数が増加されないとき。
- ③ 病院を開設している者がその病院を廃止し、当該病院を開設していた場所において診療所の病床を設置する場合であっても、その診療所が存在する2次医療圏内の**療養病床及び**一般病床の総数が増加されないとき。

(許可後の指導)

第8 病院開設等が許可された**医療法施行規則**第30条の33**第1項第1号、第2号、第4号又は第5号**に規定する病床及び特定病床については、当該病床が許可された趣旨に沿って使用されていることを**医療法**第27条の施設検査及びその後の医療監視員による立ち入り検査等の機会、あるいは医療計画課が行う既存病床数調査等において確認し、適切でない運用をされている場合には、厳格に指導するものとする。

(その他)

- 第9 豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所、一宮市保健所及び豊田市保健所とする。
- 2 名古屋市については、医療計画課が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。
 - 3 尾張西部医療圏については清須保健所、西三河北部医療圏については衣浦東部保健所、西三河南部東医療圏については西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。

(様式1)

病床整備計画書

年 月 日

保健所長 殿

住 所
開設者名
(TEL)

病院を開設
下記のとおり 病床を増床 したいので、関係書類を添えて提出します。
診療所に病床を設置

記

1 病床整備予定施設

| | |
|-----|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |

2 病床整備計画

| 病床種別 | 開設許可病床数 | 増床計画病床数 | 計 |
|-------|---------|---------|---|
| 一般病床 | ① 床 | ③ 床 | 床 |
| 療養病床 | ② 床 | ④ 床 | 床 |
| 精神病床 | 床 | 床 | 床 |
| 感染症病床 | 床 | 床 | 床 |
| 結核病床 | 床 | 床 | 床 |
| 計 | 床 | 床 | 床 |

一般病床等の機能区分ごとの内訳

| | 高度急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 休床等 | 計 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 開設許可病床数 | 床 | 床 | 床 | 床 | 床 | ①+② 床 |
| 増床計画病床数 | 床 | 床 | 床 | 床 | 床 | ③+④ 床 |
| 計 | 床 | 床 | 床 | 床 | 床 | 床 |

※開設許可病床数には病床機能報告制度で報告した数値を記入すること。

(様式1)

病床整備計画書

年 月 日

保健所長 殿

住 所
開設者名
(TEL)

病院を開設
下記のとおり 病床を増床 したいので、関係書類を添えて提出します。
診療所に病床を設置

記

1 病床整備予定施設

| | |
|-----|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |

2 病床整備計画

| 病床種別 | 開設許可病床数 | 増床計画病床数 | 計 |
|-------|---------|---------|---|
| 一般病床 | ① 床 | ③ 床 | 床 |
| 療養病床 | ② 床 | ④ 床 | 床 |
| 精神病床 | 床 | 床 | 床 |
| 感染症病床 | 床 | 床 | 床 |
| 結核病床 | 床 | 床 | 床 |
| 計 | 床 | 床 | 床 |

一般病床及び療養病床の機能区分ごとの内訳

| | 高度急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 休床等 | 計 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 開設許可病床数 | 床 | 床 | 床 | 床 | 床 | ①+② 床 |
| 増床計画病床数 | 床 | 床 | 床 | 床 | 床 | ③+④ 床 |
| 計 | 床 | 床 | 床 | 床 | 床 | 床 |

※開設許可病床数には病床機能報告制度で報告した数値を記入すること。

3 増床理由及び必要性

4 整備計画書（別紙1）

5 地域の関係団体との協議状況

| 団体名 | 年月日 | 特記事項 |
|-----|-----|---|
| | | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） |
| | | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） |

3 増床理由及び必要性

4 整備計画書（別紙1）

5 地域の関係団体との協議状況

| 団体名 | 年月日 | 特記事項 |
|-----|-----|---|
| | | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） |
| | | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） |

6 その他関係書類

【例】

- ・ 計画敷地周辺の見取図
- ・ 計画敷地の面積及び平面図
- ・ 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員、平面図には寸法を示すこと。）
- ・ 病床一覧表（医療法上の基準を満たしていること。）
- ・ 工程表
- ・ 土地に関する契約書、覚書等
- ・ 開発許可証等
- ・ 見積書等（工事費用(概算)が確認できる書類。）
- ・ 資金計画・収支計画書・返済計画書等（整備計画書に記載した資金調達の概要、用地取得費、建築工事費、設備費等の内訳がわかること。収支計画書に記載の額の整合性が確認できる書類を添付すること。開設後2年間分）
- ・ 理事会議事録等
- ・ 定款、寄付行為
- ・ 医療従事者の概要（人員一覧表、増員計画書、従事者計算書等）
- ・ 立入検査結果通知書、改善報告書

注) 計画の内容によっては、計画の成熟性を確認するために必要な書類が異なるため、所管保健所へ相談すること。

6 その他関係書類

【例】

- ・ 計画敷地周辺の見取図
- ・ 計画敷地の面積及び平面図
- ・ 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員、平面図には寸法を示すこと。）
- ・ 病床一覧表（医療法上の基準を満たしていること。）
- ・ 工程表
- ・ 土地に関する契約書、覚書等
- ・ 開発許可証等
- ・ 見積書等（工事費用(概算)が確認できる書類。）
- ・ 資金計画・収支計画書・返済計画書等（整備計画書に記載した資金調達の概要、用地取得費、建築工事費、設備費等の内訳がわかること。収支計画書に記載の額の整合性が確認できる書類を添付すること。開設後2年間分）
- ・ 理事会議事録等
- ・ 定款、寄付行為
- ・ 医療従事者の概要（人員一覧表、増員計画書、従事者計算書等）
- ・ 立入検査結果通知書、改善報告書

注) 計画の内容によっては、計画の成熟性を確認するために必要な書類が異なるため、所管保健所へ相談すること。

(別紙1)

整備計画書

| | | | | | | |
|--|-----------------------|--------------------------------------|----------------|-------|-----|-----|
| 医療圏名 | | | | | | |
| 増床予定施設名 | (診療科目) | | | | | |
| 増床計画病床数 | 病床種別 | 開設許可病床数 | 増床計画病床数 | 計 | | |
| | (主な利用形態) | | | | | |
| 病床利用率 | 病床種別 | 病床数 | 入院者数 | 病床利用率 | | |
| | 立入検査結果 (年度) | | | | | |
| 医療従事者 (注) 非常勤職員数の ()内は常勤 換算数を記載す る。 | 医師 | 歯科医師 | 看護師 | 薬剤師 | | |
| | 現 状 | 常勤職員数 | | | | |
| | | 非常勤職員数 | () | () | () | () |
| | <立入検査結果・年度> | | | | | |
| | 必要数 | | | | | |
| | 常勤換算数 | | | | | |
| | 充足率 | | | | | |
| | <増員計画> 詳細は別紙のとおり。 | | | | | |
| | 予想必要数 | | | | | |
| | 計画常勤換算数 | | | | | |
| 予想充足率 | | | | | | |
| 立入検査不適合 | 不適合事項 | | 改善状況 | | | |
| | | | | | | |
| 資金計画等 (注) 「調達方法」は 予定金額合計の 調達源泉を記入 する。 | 用地確保 | 必要なし・必要あり (m ² 予定) | | | | |
| | 工事予定 | 着工： 年 月予定 竣工： 年 月予定 (工事が不要な場合の理由) | | | | |
| | 資金計画 | 必要面積 | 予定金額 | 調達方法 | | |
| | | 用地 | m ² | 円 | | |
| | | 工事 | | | | |
| | | その他 | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 許可申請 | 年 月予定 | | | | | |
| 病床使用 | 年 月使用開始予定 | | | | | |
| 医療法人関係 | 予算書及び予想貸借対照表 (別添のとおり) | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

(別紙1)

整備計画書

| | | | | | | |
|--|-----------------------|--------------------------------------|----------------|-------|-----|-----|
| 医療圏名 | | | | | | |
| 増床予定施設名 | (診療科目) | | | | | |
| 増床計画病床数 | 病床種別 | 開設許可病床数 | 増床計画病床数 | 計 | | |
| | (主な利用形態) | | | | | |
| 病床利用率 | 病床種別 | 病床数 | 入院者数 | 病床利用率 | | |
| | 立入検査結果 (平成 年度) | | | | | |
| 医療従事者 (注) 非常勤職員数の ()内は常勤 換算数を記載す る。 | 医師 | 歯科医師 | 看護師 | 薬剤師 | | |
| | 現 状 | 常勤職員数 | | | | |
| | | 非常勤職員数 | () | () | () | () |
| | <立入検査結果・平成 年度> | | | | | |
| | 必要数 | | | | | |
| | 常勤換算数 | | | | | |
| | 充足率 | | | | | |
| | <増員計画> 詳細は別紙のとおり。 | | | | | |
| | 予想必要数 | | | | | |
| | 計画常勤換算数 | | | | | |
| 予想充足率 | | | | | | |
| 立入検査不適合 | 不適合事項 | | 改善状況 | | | |
| | | | | | | |
| 資金計画等 (注) 「調達方法」は 予定金額合計の 調達源泉を記入 する。 | 用地確保 | 必要なし・必要あり (m ² 予定) | | | | |
| | 工事予定 | 着工： 年 月予定 竣工： 年 月予定 (工事が不要な場合の理由) | | | | |
| | 資金計画 | 必要面積 | 予定金額 | 調達方法 | | |
| | | 用地 | m ² | 円 | | |
| | | 工事 | | | | |
| | | その他 | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 許可申請 | 年 月予定 | | | | | |
| 病床使用 | 年 月使用開始予定 | | | | | |
| 医療法人関係 | 予算書及び予想貸借対照表 (別添のとおり) | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

(様式2)

特定病床等計画書

年 月 日

保健所長 殿

住 所
開設者名
(TEL)

下記のとおり **特定病床（規則第30条の32の2第1項第 号）** の病床を整備したいので、
法第30条の4第10項の規定に基づく特例

関係書類を添えて提出します。

1 整備予定施設の概要

| | |
|------|-----------|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 開設者 | |
| 病床数 | (病床の種別：) |
| 診療科目 | |

2 増床計画

| | |
|----------|-----------------------------|
| 増床数 | (高度急性期 床・急性期 床・回復期 床・慢性期 床) |
| 特定病床等種類 | |
| 増床数の算定根拠 | 別添のとおり |

3 増床理由及び必要性

Blank box for reasons and necessity.

(様式2)

特定病床計画書

年 月 日

保健所長 殿

住 所
開設者名
(TEL)

下記のとおり **医療法施行規則第30条の32の2第1項第 号**の病床を整備したいので、関係書類を添えて提出します。

1 整備予定施設の概要

| | |
|------|-----------|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 開設者 | |
| 病床数 | (病床の種別：) |
| 診療科目 | |

2 増床計画

| | |
|----------|-----------------------------|
| 増床数 | (高度急性期 床・急性期 床・回復期 床・慢性期 床) |
| 特定病床種類 | |
| 増床数の算定根拠 | 別添のとおり |

3 増床理由及び必要性

Blank box for reasons and necessity.

- 4 整備計画書（別紙1）
- 5 指導基準への対応（別紙2）
- 6 地域の関係団体との協議状況

| 団体名 | 年月日 | 特記事項 |
|-----|-----|---|
| | | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） |

7 その他関係書類

【例】

- ・計画敷地周辺の見取図
- ・計画敷地の面積及び平面図
- ・計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員、平面図には寸法を示すこと。）
- ・病床一覧表（医療法上の基準を満たしていること。）
- ・工程表
- ・土地に関する契約書、覚書等
- ・開発許可証等
- ・見積書等（工事費用(概算)が確認できる書類。）
- ・資金計画・収支計画書・返済計画書等（整備計画書に記載した資金調達の概要、用地取得費、建築工事費、設備費等の内訳がわかること。収支計画書に記載の額の整合性が確認できる書類を添付すること。開設後2年間分）
- ・理事会議事録等
- ・定款、寄付行為
- ・医療従事者の概要（人員一覧表、増員計画書、従事者計算書等）
- ・立入検査結果通知書、改善報告書

注) 計画の内容によっては、計画の成熟性を確認するために必要な書類が異なるため、所管保健所へ相談すること。

- 4 整備計画書（別紙1）
- 5 **特定病床**指導基準への対応（別紙2）
- 6 地域の関係団体との協議状況

| 団体名 | 年月日 | 特記事項 |
|-----|-----|---|
| | | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） |

7 その他関係書類

【例】

- ・計画敷地周辺の見取図
- ・計画敷地の面積及び平面図
- ・計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員、平面図には寸法を示すこと。）
- ・病床一覧表（医療法上の基準を満たしていること。）
- ・工程表
- ・土地に関する契約書、覚書等
- ・開発許可証等
- ・見積書等（工事費用(概算)が確認できる書類。）
- ・資金計画・収支計画書・返済計画書等（整備計画書に記載した資金調達の概要、用地取得費、建築工事費、設備費等の内訳がわかること。収支計画書に記載の額の整合性が確認できる書類を添付すること。開設後2年間分）
- ・理事会議事録等
- ・定款、寄付行為
- ・医療従事者の概要（人員一覧表、増員計画書、従事者計算書等）
- ・立入検査結果通知書、改善報告書

注) 計画の内容によっては、計画の成熟性を確認するために必要な書類が異なるため、所管保健所へ相談すること。

(別紙1) 特定病床等整備計画書

| | | | | | | |
|--|-----------------------|--------------------------------------|----------------|-------|-----|-----|
| 医療圏名 | | | | | | |
| 整備予定施設名 | (診療科目) | | | | | |
| 特定病床等計画数 | 特定病床等種類 | 開設許可病床数 | 整備予定病床数 | 計 | | |
| | (主な利用形態) | | | | | |
| 病床利用率 | 病床種別 | 病床数 | 入院者数 | 病床利用率 | | |
| | 立入検査結果 (年度) | | | | | |
| 医療従事者 (注) 非常勤職員数の ()内は常勤 換算数を記載す る。 | 医師 | 歯科医師 | 看護師 | 薬剤師 | | |
| | 現 状 | 常勤職員数 | | | | |
| | | 非常勤職員数 | () | () | () | () |
| | <立入検査結果・年度> | | | | | |
| | 必要数 | | | | | |
| | 常勤換算数 | | | | | |
| | 充足率 | | | | | |
| | <増員計画> 詳細は別紙のとおり。 | | | | | |
| | 予想必要数 | | | | | |
| | 計画常勤換算数 | | | | | |
| 予想充足率 | | | | | | |
| 立入検査不適合 | 不適合事項 | | 改善状況 | | | |
| | | | | | | |
| 資金計画等 (注) 「調達方法」は 予定金額合計の 調達源泉を記入 する。 | 用地確保 | 必要なし・必要あり (m ² 予定) | | | | |
| | 工事予定 | 着工： 年 月予定 竣工： 年 月予定 (工事が不要の場合の理由) | | | | |
| | 資金計画 | 必要面積 | 予定金額 | 調達方法 | | |
| | | 用地 | m ² | 万円 | | |
| | | 工事 | | | | |
| | | その他 | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 許可申請 | 年 月予定 | | | | | |
| 病床使用 | 年 月使用開始予定 | | | | | |
| 医療法人関係 | 予算書及び予想貸借対照表 (別添のとおり) | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

(別紙1) 特定病床整備計画書

| | | | | | | |
|--|-----------------------|--------------------------------------|----------------|-------|-----|-----|
| 医療圏名 | | | | | | |
| 整備予定施設名 | (診療科目) | | | | | |
| 特定病床計画数 | 特定病床種類 | 開設許可病床数 | 整備予定病床数 | 計 | | |
| | (主な利用形態) | | | | | |
| 病床利用率 | 病床種別 | 病床数 | 入院者数 | 病床利用率 | | |
| | 立入検査結果 (平成 年度) | | | | | |
| 医療従事者 (注) 非常勤職員数の ()内は常勤 換算数を記載す る。 | 医師 | 歯科医師 | 看護師 | 薬剤師 | | |
| | 現 状 | 常勤職員数 | | | | |
| | | 非常勤職員数 | () | () | () | () |
| | <立入検査結果・平成 年度> | | | | | |
| | 必要数 | | | | | |
| | 常勤換算数 | | | | | |
| | 充足率 | | | | | |
| | <増員計画> 詳細は別紙のとおり。 | | | | | |
| | 予想必要数 | | | | | |
| | 計画常勤換算数 | | | | | |
| 予想充足率 | | | | | | |
| 立入検査不適合 | 不適合事項 | | 改善状況 | | | |
| | | | | | | |
| 資金計画等 (注) 「調達方法」は 予定金額合計の 調達源泉を記入 する。 | 用地確保 | 必要なし・必要あり (m ² 予定) | | | | |
| | 工事予定 | 着工： 年 月予定 竣工： 年 月予定 (工事が不要の場合の理由) | | | | |
| | 資金計画 | 必要面積 | 予定金額 | 調達方法 | | |
| | | 用地 | m ² | 万円 | | |
| | | 工事 | | | | |
| | | その他 | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 許可申請 | 年 月予定 | | | | | |
| 病床使用 | 年 月使用開始予定 | | | | | |
| 医療法人関係 | 予算書及び予想貸借対照表 (別添のとおり) | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

(別紙2)

| 個 別 基 準 | 対 応 |
|---------|-----|
| | |

(別紙2)

| 個 別 基 準 | 対 応 |
|---------|-----|
| | |

(附 則)

この要領は、令和 年 月 日から施行する。